

## ○蒲郡市幸田町衛生組合会計年度任用職員の任用等に関する規程

(令和二年三月三十日  
訓令 第二二二号)

(趣旨)

第一条 この規程は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第二条 任用等に関する必要な事項は、蒲郡市会計年度任用職員の任用等に関する規程（令和二年蒲郡市訓令第三号。以下「蒲郡市訓令」という。）の規定を準用する。

(読替規定)

第三条 蒲郡市訓令中「任命権者」、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

第四編 人事（蒲郡市幸田町衛生組合会計年度任用職員の任用等に関する規程）